

諮問実施機関：長崎県教育委員会委員長

諮問日：平成17年7月1日

答申日：平成19年5月8日

件名：「15年度分島原市教育委員会におけるセクハラ問題について報告書類中、保護者にかかる部分」の個人情報部分開示決定に対する不服申し立て

答 申

第1 審査会の結論

長崎県教育委員会は、本件行政文書のうち不開示とした部分について、別表1、2のとおり、一部を除き開示又は部分開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、改正前の長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）第12条第1項及び同条第2項の規定により、長崎県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年7月14日付けで「15年度分島原市教育委員会におけるセクハラ問題について報告書類中、〇〇、保護者にかかる部分」について、個人情報開示請求を行った。
- 2 実施機関は、〇〇（法定代理人父）及び父名義による本件開示請求は、従前になされた〇〇（法定代理人母）名義の開示請求と、同一人からの再度の同一申請にあたるとして、申請の形式上の要件に適合しないという理由で長崎県行政手続条例第7条を根拠に挙げて、個人情報開示請求を拒否する処分（以下「本件拒否処分」という。）を行い、平成16年7月28日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成16年9月10日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第5条の規定により、本件拒否処分を不服として、長崎県教育委員会に対し審査請求を行った。
- 4 長崎県教育委員会は、平成17年3月17日、3の審査請求について、実施機関が行った本件拒否処分のうち「保護者にかかる部分」を取り消す裁決を行った。
- 5 実施機関は、4の裁決を受け、個人情報開示請求に対応する個人情報が記録された公文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
 - (1) 平成15年11月28日付け島原教育事務所からの報告書
 - ① 島原市教育委員会からの報告書

- ②島原市立△△小学校長からの報告書
- (2)平成16年2月14日付け島原教育事務所からの報告書
 - ①島原市教育長所見
 - ②市教委調査内容
 - ③△△小学校からの報告書関係書類

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成17年4月28日、審査請求人に通知した。

「条例第14条第1号、第3号及び第5号に該当する。

これらの文書には、開示請求者以外の者の個人情報が含まれ、開示することにより、その者の正当な利益を害するおそれのあるものあるいは個人の評価に関する情報であるため、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれている。

また、事務事業に関する情報であって、開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれている。」

- 6 審査請求人は、平成17年6月24日、行服法第5条の規定により、本件処分を不服として、長崎県教育委員会委員長（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述において説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

ア 調査の月日が消されているが、この調査が正当なものならば消す必要はなく、さらに、今回この開示にあたり、先に行った教育委員会の不服申立ての裁決文の中に月日は明記され公文書は番号が1～5まで該当し開示される公文書が、実際の開示公文書番号4、5号だけなのはなぜか。

イ 条例第14条第1、3、5号に該当とあるが当該個人の利益、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれとは何か、又、当該第三者から異議申立てがあったのか、これらがどの部分が該当するのか回答を求める。

ウ 平成16年3月15日の調査報告書が、存在しないのはなぜか、理由を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合す

ると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第14条第1号の該当性について

開示請求があった個人情報（以下「本件個人情報」という。）のうち不開示とした部分には、開示請求者以外の者に関する個人情報である「氏名」、「個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」等の情報が記載されている。

個人名は明らかに特定の個人が識別されるものである。また、個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見は個人に関する情報である。

このようなことから、「不開示部分」に記載されている情報は、開示請求者以外の者に関する個人に関する情報であって、開示することにより、その者の正当な利益を害するおそれがあるものが記載されており、条例第14条第1号に該当する。

(2) 条例第14条第3号の該当性について

本件個人情報のうち不開示とした部分には、学校からの報告書の中に個人に関する評価等が記載されている。これらが仮に開示されることになれば、今後学校や関係教師が継続して行う本人に対する個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある。また、今後反復又は継続して行われる本人以外の者に対する児童の個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれや、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、当該個人の評価等の目的及び意義が失われるおそれがあり、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがある。

よって、不開示とした部分には、個人の評価等に関する情報が含まれており、この情報を開示することによって、評価等の過程やそれらの基準が知られることにより、その適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第3号に該当する。

(3) 条例第14条第5号の該当性について

本件個人情報のうち不開示とした部分には、島原市教育委員会による教諭・保護者からの聴取内容、島原市教育委員会の行政管理運営上の情報、学校による教諭・保護者・児童からの聴取内容、学校の学校管理運営上の情報等が記載されている。これらが仮に公開されることになれば、県教育委員会への報告の内容が簡素化・抽象化されたり、公正かつ的確な調査が困難になり、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の円滑な執行に支障をきたすおそれがある。また、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがある。

よって、不開示とした部分には、開示することにより、学校の教育活動の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの又は開示することにより当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがある情報が含まれており、条例第14条第5号に該当する。

(4) 審査請求人の主張に対する意見について

ア 調査の月日が消されていること及び実際の開示公文書番号が4、5号だけの理由

開示請求者以外の内容については、月日も含まれており、開示請求者以外の者に関する個人情報であり条例第14条第1号に該当するため不開示とした。

裁決書に明記されている公文書中、「保護者にかかる部分」が存した公文書（審査請求人は公文書番号4、5号と述べているが、実際に部分開示した公文書においては、裁決書に明記された公文書番号3、4号を指すと思われる）を特定したものである。

イ 条例第14条第1、3、5号に該当する部分

条例第14条第1号に該当し不開示とした部分は、開示請求者以外の「氏名」、「個人の私的な行動や発言、意見等のあった月日、時刻」、「所属学年学級」、「個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」。

条例第14条第3号に該当し不開示とした部分は、「個人の評価」。

条例第14条第5号に該当し不開示とした部分は、「公文書番号」、「島原市教育委員会や学校が公文書を発出した月日」、「学校名や学校が特定される校長名や公印など」、「島原市教育委員会による聞き取り調査などの内容等」、「学校による聞き取り調査などの内容等」。

ウ 調査報告書（平成16年3月15日）が存在しない理由

裁決書に明記されているとおり、存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について原則開示の理念のもと解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、判断する。

2 本件拒否処分について

「第2 審査請求に至る経過の2」に記載されている本件拒否処分について、諮問実施機関は、条例第28条にいう開示の諾否決定に関するものではないと判断し審査会に諮問しなかったと述べている。

しかしながら、本件拒否処分は実質的な不開示決定であり、開示の諾否決定ととらえるべきで、実施機関が、本件拒否処分は諾否決定ではないとして、裁決にあたって審査会に諮問しなかったことは条例に違反している疑いがある。

今後は開示請求を拒否する処分についても開示の諾否決定ととらえ、裁決以前に審査会に諮問すべきである。

3 本件行政文書の審査に関して

実施機関は、裁決書に明記されている公文書中、請求者（父親）である「保護者にかかる部分」が存した公文書を特定したと述べているが、本件処分により開示されている部分には請求者にあたらないとされた〇〇とその母親の情報が含まれており、矛盾が生じている。

先に母親が行った個人情報の開示請求において、実際、実施機関は〇〇だけでなくその両親の情報も含めて対象公文書の開示、不開示の判断を行い、それに対して開示請求者が不服申立てをしようとしたが、諸般の事情によりできなかったという経過がある。

このような経過からみて、しかも親子関係や配偶関係にあるので、〇〇とその母親の個人情報を開示しても、正当な利益を害するおそれはないと認められる。また、実質的な審査請求人の救済になるよう、本件行政文書に記録されている〇〇とその母親の情報についても請求保護者（父親）と同一の立場で判断を行うこととした。

4 条例第14条第1号該当性について

条例第14条第1号は、「開示請求者以外の者の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、その者の正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。これは、開示請求者の個人情報と開示請求者以外の個人（以下「第三者」という。）の情報が混在し、複数の当事者の個人情報が相互に関わり合っているような場合で、開示することにより第三者の正当な利益を害するおそれがあるときは不開示として保護することとしたものである。同号に規定する「その者の正当な利益を害する」とは、法令等又は社会通念に照らし、その者の有する利益が侵害されることをいうが、その「おそれがある」かどうかは、開示請求者と当該個人との関係、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することになる。

実施機関は、本件行政文書の中の開示請求者以外の者、例えば保護者、児童及び教諭等に関する情報を同号該当として不開示としている。その中には、「氏名」、「個人の私的な行動や発言、意見等のあった月日、時刻」、「所属学年学級」、「個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」が含まれ

ている。

これらのうち、第三者に関する情報で、保護者、児童及び記者などが特定されうる「氏名」については、本件のごとく児童の教育・指導に関わり、とくに児童、教師、保護者の三者の相互信頼を基礎とする教育活動においては、特に慎重な取扱いが要請される。また、氏名といえども自己情報コントロール権の範囲内とされる今日においては、記者が属する新聞社名を含めて、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められ、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由Ⅰ)

ただし、実施機関が同号該当とした教諭や県議会議員など氏名を明らかにすることを慣例としている公務員の氏名は、第三者が特定される情報ではあるものの、公務員の職務の遂行に係るものであればその職務遂行行為とともに、また、PTA役員の氏名は児童の保護者であれば、通常知っていると考えられるので、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められず、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由①)

開示請求者以外の保護者が学校に対して訴えたり、話したりしたこと、取材に来た記者、児童相談所職員及び警察署員と学校関係者のやりとりにおける「個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」には、言動等が直接的かつ細かく記載され、また、それらの中には、個人の意向や心情など、人の内心に関わるものも多く含まれている。よって、これらの情報が開示されると第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、校長あるいは教頭から教諭へ指導した内容のうち個人的な趣味や嗜好に関わる指導内容は、開示されると教諭の正当な利益を害するおそれがあると認められる。これらは本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由Ⅱ)

また、「個人の私的な行動や発言、意見等のあった月日、時刻」、「所属学年学級」、「参加者数」、「場所」は、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性のある情報ではあるが、特定個人による本件個人情報開示請求においては、これらの開示により、新たに第三者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由②)

学校や島原市教育委員会(以下「島原市教委」という。)からの聞き取り調査などに対して教諭、開示請求者以外の保護者及び児童が答えた「個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」は、そこで話された言葉がそのままに近いかたちで転記されたものや個人の価値判断や心情にかかわるものがあり、開示されるとこれらの者の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあり、このようなものについては、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由Ⅲ)

ただし、事実上争いが無いものについては前述のようなおそれはないと認められるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由③)

また、本件行政文書に記載された開示請求者である保護者や児童からの依頼文、訴えや質問の内容を転記した部分については、開示請求者の個人情報である。それらの情報の中には、第三者の氏名を含めた個人に関する情報があるが、本人が書いたこと、言ったことをその本人に開示するのであるから、それが開示されても、第三者の正当な利益を害するおそれはないと認められるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由④)

さらに、実施機関が誰の情報か不明であるなどの理由により開示請求者の情報と特定できないため不開示としている部分についても、開示請求者の情報と認められるものは、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑤)

5 条例第14条第3号該当性について

条例第14条第3号は、「個人の評価、指導、診断、選考、試験等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。これは、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については開示しないことを定めたものである。

実施機関は、不開示とした部分には、個人の評価等に関する情報が含まれており、この情報を開示することによって、評価等の過程やそれらの基準が知られることにより、その適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第3項に該当すると主張している。

しかし、「校長所見」などにおいて校長が教諭を評価しているところには、当該評価等の過程や基準は示されていないので、実施機関の危惧は生じない。

むしろ、ここを不開示とする理由は、開示請求者以外の者すなわち校長なり教諭の個人情報で、評価者あるいは被評価者の正当な利益を害するおそれがあるという条例第14条第1号である。

6 条例第14条第5号該当性について

条例第14条第5号は、「県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。これは、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については開示しないことを定めたものである。

実施機関は、島原市教委による教諭・保護者からの聴取内容、島原市教委の行政管理運営上の情報、学校による教諭・保護者・児童からの聴取内容、学校の学校管理運営上の情報等が仮に公開されることになれば、県教育委員会への報告の内容が簡素化・抽象化されたり、公正かつ的確な調査が困難になり、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の円滑な執行に支障をきたすおそれがあり、また、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障

をきたすおそれがあると主張する。

しかしながら、本件処分において実施機関が本件行政文書の一部を開示していることから明らかなように、記載されている情報の内容や質によっては、本号に該当しない部分もありうるのものであって、条例が開示を原則とし、厳格な解釈を要請していることから、慎重な審査が必要となる。本件行政文書に記載されている情報のうち実施機関が本号に該当するとしている情報を、以下、類型化して整理検討を行う。

なお、条例第14条第1号で不開示と判断したところについては、第5号該当性を論ずる必要性はない。

(1) 本件行政文書に記載されている情報について

本件行政文書に記載されている情報のうち、実施機関が本号に該当するとしている情報を分類すると以下のとおりである。

- ① 公文書番号、実施機関が公文書を受付した月日、島原市教委や学校が公文書を出した月日、学校名や学校が特定される校長名や公印など
- ② 島原市教委による聞き取り調査などの内容等
- ③ 学校による聞き取り調査などの内容等

(2) 公文書番号、実施機関が公文書を受付した月日、島原市教委や学校が公文書を出した月日、学校名や学校が特定される校長名や公印など

実施機関は、これらの情報が開示され学校名が明らかになると、児童への影響があり、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがあると主張する。しかし、保護者が自分の子どもが通っている学校名を知らないはずはなく、開示請求者である保護者に対してこれらの情報を不開示とする合理的な理由はないのであるから、本号には該当しないものとして開示することが適当である。

(3) 島原市教委による聞き取り調査などの内容等

本件行政文書の作成に当たって島原市教委による学校、教諭及び保護者への聞き取り調査が行われているが、このような調査については、聞き取りを受ける者の率直な発言を期待し、通常は発言内容の開示を前提とせずに行われるものである。本件においても、学校、教諭及び保護者は非公開を前提として意見を述べているものと考えられる。聞き取り調査の内容を全面的に開示すると、今後の同種の調査において、教育行政の遂行上必要な情報が得られなくなる可能性が、十分に考えられる。

よって、聞き取り調査の内容の開示は、島原市教委による公正かつ的確な調査を困難とし、学校、教諭及び保護者との信頼関係を損ない当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。

実施機関は、島原市教委が教諭に対して聞き取り調査を行った事実及びその聴取項目を、行政管理運営上支障をきたすおそれがあるという理由で不開示にしているが、これらを開示することに特にそのようなおそれがあるとは認められない。また、島原市教委が保護者の訴えに対応したことを明らかにすることにもなるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑥)

島原市教委から教諭へ指導を行ったこと自体も島原市教委の管理運営に支障がある情報とは認められない。また、調査の趣旨や指導内容も一般的なものであれば、その内容を開示されても、今後適切な指導ができないことはなく、学校や関係教諭に対する指導等当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、開示することが適当である。(理由⑦)

島原市教委による保護者への聞き取り調査の日時及び調査人数は、事実のみが記載されているので、開示することにより、公正かつ的確な調査が困難になり、保護者との信頼関係を損ない当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑧)

また、諸情報をもとにした島原市教委の判断等は、この調査に関する結論であり、本件調査結果の関係者に対する報告と考えうるものである。よって、行政管理運営上の重要な情報ではあるが、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑨)

(4) 学校による聞き取り調査などの内容等

本件行政文書の作成に当たって学校による教諭、保護者及び児童への聞き取り調査が行われているが、上記島原市教委による聞き取り調査と同様、聞き取りを受ける者の率直な発言を期待し、通常は発言内容の開示を前提とせずに行われるものである。本件においても、教諭、保護者及び児童は非公開を前提として意見を述べているものと考えられる。聞き取り調査の内容を全面的に開示すると、今後の同種の調査において、学校運営の遂行上必要な情報が得られなくなる可能性が、十分に考えられる。

よって、聞き取り調査の内容の開示は、学校による公正かつ的確な調査を困難とし、教諭、保護者及び児童との信頼関係を損ない当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。

しかしながら、当該児童から聞き取った内容、開示請求者以外の保護者や児童へ聴取した項目、教諭への聞き取り調査の内容などで事実と争いのないものについては、前述のようなおそれはないと認められるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑩)

学校や教諭による聞き取り調査などが行われた月日、時刻、調査人数、場所及び学校行事は、事実のみが記載されており、開示することにより、公正かつ的確な調査が困難になり、保護者との信頼関係を損ない当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑩)

学校が保護者会を開いたこと、保護者会などで校長や教頭が話した内容、聞き取り調査を行ったこと、記者の取材に応じたこと、教諭から報告を受けたことなどを学校管理運営上支障をきたすおそれがあるという理由で不開示にしているが、そういった事実を開示することにそのようなおそれがあるとは認められない。また、学校が保護者の訴えに対応したことを明らかにするという側面もあるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑪)

校長や教頭から個々の教諭や全職員へ指導、指示、説明したという事実が、学校の管理運営に支障があるとは認められない。また、指導内容や指示の内容も一般的なものであれば、その内容を開示されても、今後適切な指導ができないことはなく、関係教諭に対する指導等当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑫)

また、諸情報をもとにした学校の判断等は、この調査に関する結論であり、本件調査結果の関係者に対する報告と考えうるものである。よって、学校管理運営上の重要な情報ではあるが、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由⑬)

7 結論

以上、1から6までを踏まえ、実施機関が不開示とした部分について審査会が行った判断は、別表1、2のとおりである。

なお、第5の2、3で触れているとおり、本件請求対象である「保護者にかかる部分」が存しないとされた公文書番号1、2、5についても、実施機関においては、この答申の趣旨にしたがって開示、不開示を判断されることを要望する。

開示された公文書の写しを請求者がどう利用するかについては条例の規定の及ぶところではないが、個人情報の開示請求者に対してだけ開示されるものである。その取扱いに当たっては、プライバシーを侵害したり名誉を毀損することのないよう、請求者に対し、児童や教諭への十分な配慮をもって慎重に取り扱われることを望むものである。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審議経過は、別記のとおりである。

審査会の審査経過

	開催日	審議検討内容
1	平成17年 7月 1日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
2	平成17年 7月 22日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
3	平成17年 8月 12日	・ 審査請求人からの意見書を受理
4	平成17年 11月 18日	・ 概要説明及び審議
5	平成17年 12月 9日	・ 審議
6	平成18年 1月 17日	・ 実施機関からの意見聴取及び審議
7	平成18年 2月 14日	・ 不服申立人からの意見聴取及び審議
8	平成18年 3月 10日	・ 審議
9	平成18年 4月 17日	・ 審議
10	平成18年 5月 19日	・ 審議
11	平成18年 6月 16日	・ 審議
12	平成18年 7月 7日	・ 審議
13	平成18年 8月 4日	・ 審議
14	平成18年 9月 15日	・ 審議
15	平成18年 10月 10日	・ 審議
16	平成18年 11月 21日	・ 審議

17	平成19年 1月16日	・審議
18	平成19年 2月 2日	・審議
19	平成19年 3月 6日	・審議

参 考

長 崎 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員 名 簿

役 職	氏 名	職 業
会 長	きた しげお 北 稔 郎	弁 護 士
会長職務代理者	いくの まさかた 生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授
委 員	ながの くみこ 長 野 久美子	人権擁護委員
委 員	い だ ようこ 井 田 洋 子	長崎大学経済学部助教授
委 員	よこやま いわお 横 山 巖	弁 護 士

(敬称略)

別表1 実施機関の判断に対する審査会の判断(諮問第6号、公文書3)

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
1	1行目7文字目及び8文字目			○				開示		第5-6-(2)
	10行目6文字目及び7文字目			○				開示		第5-6-(2)
	受付月日			○				開示		第5-6-(2)
2	1行目8文字目から10文字目まで			○				開示		第5-6-(2)
	2行目6文字目、7文字目、9文字目及び10文字目			○				開示		第5-6-(2)
3	2行目行頭から7行目行末まで	○		○				開示		第5-4-④、⑤ 第5-6-⑫
	8行目行頭から12行目行末まで	○		○	○			部分開示	8行目行頭から3文字目まで	第5-4-I、II
	13行目行頭から31行目行末まで	○		○	○			部分開示	13行目行頭から9文字目まで	第5-4-I 第5-4-①、④、⑤ 第5-6-⑩、⑫
									13行目14文字目から19行目6文字目まで	
19行目11文字目から20行目6文字目まで										
20行目11文字目から31行目行末まで										
4	1行目行頭から5行目行末まで	○		○				開示		第5-4-①、⑤ 第5-6-⑩、⑫
	6行目19文字目及び20文字目	○						開示		第5-4-①
	12行目12文字目から15文字目まで	○						開示		第5-4-④
	13行目10文字目から14文字目まで	○						開示		第5-4-④
	17行目行頭から25行目行末まで	○		○	○			部分開示	17行目行頭から3文字目まで	第5-4-I、II
	27行目33文字目及び34文字目	○						開示		第5-4-①
	29行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
5	1行目4文字目から8文字目まで	○						開示		第5-4-②
	3行目5文字目から9文字目まで	○						開示		第5-4-②
	3行目14文字目及び15文字目	○						開示		第5-4-②
	4行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	5行目8文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	6行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
5	7行目行頭から11行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫
	15行目2文字目、29文字目、38文字目及び39文字目	○						開示		第5-4-④
	17行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	22行目行頭から26行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-I、II
	27行目4文字目から9文字目まで	○						開示		第5-4-①
	28行目27文字目及び28文字目	○						開示		第5-4-①
	33行目16文字目、31文字目及び32文字目	○						開示		第5-4-④
	35行目2文字目及び4文字目	○						開示		第5-4-④
	37行目17文字目及び18文字目	○						開示		第5-4-④
6	6行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	9行目26文字目から31文字目まで	○						開示		第5-4-①
	13行目15文字目及び16文字目	○						開示		第5-4-④
	16行目29文字目及び30文字目	○						開示		第5-4-①
	18行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	22行目7文字目及び8文字目	○						開示		第5-4-④
7	2行目行頭から9行目行末まで	○		○	○			部分開示	2行目行頭から6行目行末まで 9行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-4-① 第5-6-⑫、⑬
	10行目行頭から12行目行末まで	○			○			部分開示	10行目1文字目	第5-4-I、II
	13行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			部分開示	13行目行頭から14行目行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑫
	1行目行頭から6行目行末まで	○		○	○			部分開示	1行目行頭から3行目行末まで	第5-4-I、Ⅲ 第5-6-⑫
8	7行目行頭から9行目行末まで	○		○	○			部分開示	7行目行頭から行末まで	第5-4-I、Ⅲ 第5-6-⑫
	10行目行頭から14行目行末まで	○		○	○			部分開示	10行目行頭から11行目9文字目まで	第5-4-I、Ⅲ 第5-6-⑫
	15行目行頭から20行目行末まで	○		○	○			部分開示	15行目行頭から16行目9文字目まで	第5-4-I、Ⅲ 第5-6-⑫

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
8	21行目行頭から31行目行末まで	○		○	○			部分開示	21行目行頭から7文字目まで	第5-4-I、III 第5-6-⑫
									21行目12文字目から22行目行末まで	
9	1行目行頭から4行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	5行目行頭から7行目行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	8行目行頭から29行目行末まで	○		○	○			部分開示	8行目行頭から9行目1文字目まで	第5-4-I、II 第5-4-① 第5-6-⑩
									9行目17文字目から10行目行末まで	
30行目行頭から36行目行末まで	○		○	○			部分開示	30行目行頭から32行目24文字目まで	第5-4-I 第5-4-① 第5-6-⑩、⑫	
								33行目7文字目から36行目行末まで		
10	1行目行頭から7行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、II
	8行目行頭から17行目行末まで	○		○	○			部分開示	8行目行頭から行末まで	第5-4-I、II 第5-6-⑫
	18行目行頭から20行目行末まで	○		○	○			部分開示	18行目行頭から行末まで	第5-4-I、II 第5-6-⑫
	21行目行頭から23行目行末まで	○		○	○			部分開示	21行目行頭から行末まで	第5-4-I、II 第5-6-⑫
	24行目行頭から31行目行末まで	○		○	○			部分開示	24行目行頭から25行目行末まで	第5-4-III 第5-4-①
11	1行目行頭から7行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III 第5-4-①
	8行目行頭から21行目行末まで	○		○	○			部分開示	8行目行頭から17行目行末まで	第5-4-III 第5-4-① 第5-6-⑫
									20行目行頭から行末まで	
	22行目行頭から31行目行末まで	○		○	○			開示		第5-4-① 第5-6-⑫
32行目行頭から35行目行末まで	○		○	○			部分開示	32行目行頭から33行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩	
12	1行目行頭から3行目行末まで	○		○	○			部分開示	1行目行頭から2行目12文字目まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
	4行目行頭から12行目行末まで	○		○	○			部分開示	4行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
									6行目20文字目から7行目行末まで	
									11行目行頭から12行目行末まで	
	13行目行頭から15行目行末まで	○		○	○			部分開示	13行目行頭から14行目16文字目まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
	16行目行頭から18行目行末まで	○		○	○			部分開示	16行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩
19行目行頭から22行目行末まで	○		○	○			開示		第5-4-③ 第5-6-⑩	

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
12	23行目行頭から25行目行末まで	○		○	○			部分開示	23行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑩
	26行目行頭から27行目行末まで	○		○	○			部分開示	26行目行頭から3文字目まで	第5-4-I、II 第5-6-⑫
									26行目12文字目から27行目行末まで	
28行目行頭から37行目行末まで	○			○				不開示		第5-4-Ⅲ
13	1行目行頭から9行目行末まで	○		○				開示	1行目行頭から9行目行末まで	第5-4-① 第5-6-⑥
	10行目行頭から38行目行末まで	○		○	○			部分開示	10行目行頭から12行目行末まで 27行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-4-① 第5-6-⑥
14	1行目行頭から13行目行末まで	○		○	○			部分開示	3行目行頭から行末まで	
									8行目行頭から行末まで	
	14行目行頭から30行目行末まで	○		○	○			部分開示	14行目行頭から15行目行末まで 26行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-4-① 第5-6-⑥
31行目行頭から38行目行末まで	○		○					開示		第5-4-① 第5-6-⑥
15	1行目行頭から37行目行末まで	○		○	○			部分開示	1行目行頭から3行目行末まで 31行目行頭から37行目行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-4-① 第5-6-⑦
16	1行目6文字目及び7文字目	○						開示		第5-4-①
	2行目4文字目から26文字目まで	○						開示		第5-4-①、⑤
	3行目6文字目から18文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	4行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	4行目15文字目から27文字目まで	○						開示		第5-4-③
	9行目4文字目から24文字目まで	○						開示		第5-4-⑤
	10行目6文字目から12文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	14行目4文字目、6文字目及び7文字目			○				開示		第5-6-⑪
	14行目15文字目及び16文字目	○						開示		第5-4-①
	15行目行頭から29文字目まで	○						開示		第5-4-①
20行目4文字目及び6文字目			○					開示		第5-6-⑪

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
16	20行目25文字目及び26文字目	○						開示		第5-4-①
	21行目行頭から23行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑬
	24行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
17	3行目4文字目及び6文字目			○				開示		第5-6-⑪
	3行目14文字目及び15文字目	○						開示		第5-4-①
	7行目行頭から10行目行末まで	○		○	○			部分開示	7行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅱ 第5-6-⑬
	11行目4文字目、6文字目及び7文字目			○				開示		第5-6-⑪
	11行目9文字目から12文字目まで			○				開示		第5-6-⑬
	12行目行頭から15行目行末まで	○		○	○			部分開示	12行目行頭から行末まで 15行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅱ 第5-6-⑬
	16行目4文字目、6文字目及び7文字目			○				開示		第5-6-⑪
	19行目4文字目から15文字目まで	○						開示		第5-4-⑤
	19行目17文字目及び18文字目	○						開示		第5-4-①
	20行目2文字目から6文字目まで			○				開示		第5-6-⑬
	26行目4文字目から15文字目まで	○						開示		第5-4-⑤
	26行目17文字目及び18文字目	○						開示		第5-4-①
27行目6文字目から9文字目まで			○				開示		第5-6-⑪	
18	3行目5文字目から11文字目まで			○				開示		第5-6-⑬
	4行目6文字目から8文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	6行目2文字目から7行目行末まで			○				開示		第5-6-⑬
19	3行目4文字目及び5文字目	○						開示		第5-4-④
	16行目5文字目及び7文字目			○				開示		第5-6-(2)
	18行目行頭から28行目行末まで			○	○			部分開示	18行目行頭から22行目行末まで 27行目行頭から28行目行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑨
	29行目行頭から33行目行末まで			○	○			部分開示	29行目行頭から32行目行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑨

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
20	1行目行頭から9行目行末まで			○	○			部分開示	3行目行頭から4行目行末まで	第5-4-I、III 第5-6-⑨
									7行目行頭から33文字目まで	
									8行目3文字目から9行目行末まで	
	10行目行頭から19行目行末まで			○	○			部分開示	10行目行頭から11行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨
						18行目行頭から19行目行末まで				
20行目行頭から28行目行末まで			○	○			部分開示	20行目行頭から25行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨	
						28行目行頭から行末まで				
	29行目行頭から31行目行末まで			○	○			部分開示	29行目行頭から30行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑨、⑫
							31行目16文字目から行末まで			
21	1行目行頭から5行目行末まで			○	○			部分開示	1行目行頭から行末まで	第5-4-II 第5-6-⑫
	6行目行頭から9行目行末まで			○	○			部分開示	6行目行頭から7行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨
	10行目行頭から15行目行末まで			○	○			部分開示	10行目行頭から11行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨
	16行目行頭から24行目行末まで			○	○			部分開示	16行目行頭から17行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨
									20行目行頭から24行目行末まで	
25行目行頭から28行目行末まで			○	○			部分開示	25行目行頭から27行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨	
22	1行目行頭から10行目行末まで			○	○			部分開示	7行目行頭から8行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑨
23	1行目3文字目から5文字目まで			○				開示		第5-6-(2)
	1行目8文字目及び9文字目			○				開示		第5-6-(2)
	2行目6文字目、7文字目、9文字目及び10文字目			○				開示		第5-6-(2)
	5行目5文字目及び6文字目			○				開示		第5-6-(2)
	6行目3文字目から行末まで			○				開示		第5-6-(2)
	校長公印の印影			○				開示		第5-6-(2)
	11行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
12行目行頭から15行目行末まで	○						開示		第5-4-⑤	

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
23	16行目11文字目から21文字目まで	○						開示		第5-4-①
	16行目23文字目から30文字目まで	○						開示		第5-4-①
	18行目行頭から21行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-Ⅲ
	22行目4文字目及び5文字目	○						開示		第5-4-①
	25行目6文字目から22文字目まで	○						開示		第5-4-②
	26行目行頭から28行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	29行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	30行目行頭から32行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
24	1行目行頭から3行目行末まで	○			○			部分開示	2行目行頭から3行目行末まで	第5-4-II 第5-4-⑤
	4行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	5行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	9行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	10行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	10行目15文字目から27文字目まで	○						開示		第5-4-③
	15行目6文字目から12文字目まで			○				開示		第5-6-⑩
	19行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	20行目行頭から23行目行末まで	○		○	○			部分開示	20行目行頭から行末まで 22行目18文字目から23行目行末まで	第5-4-II 第5-6-⑫
	24行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	25行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
27行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-Ⅲ	
25	1行目行頭から12行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-Ⅲ
	14行目行頭から29文字目まで	○						開示		第5-4-①
	19行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	21行目行頭から8文字目まで	○						開示		第5-4-①

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
25	23行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-⑬
	26行目行頭から28行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑬
	29行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
26	2行目行頭から3行目行末まで			○				開示		第5-6-⑭
	4行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	8行目行頭から11行目行末まで	○		○	○			部分開示	8行目行頭から行末まで	第5-4-II 第5-6-⑬
	12行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	13行目行頭から16行目行末まで	○		○	○			部分開示	13行目行頭から15行目14文字目まで 15行目19文字目から16行目行末まで	第5-4-I 第5-4-①、⑤ 第5-6-⑫
	17行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	18行目行頭から19行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫
	20行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	21行目行頭から23行目行末まで	○		○	○			部分開示	21行目行頭から6文字目まで 21行目11文字目から23行目行末まで	第5-4-I 第5-4-①、⑤ 第5-6-⑫
	24行目4文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	25行目6文字目から10文字目まで	○						開示		第5-4-①
	26行目行頭から33行目行末まで	○						開示		第5-4-④、⑤
27	1行目行頭から7行目行末まで	○						開示		
	8行目行頭から9行目行末まで	○		○	○			部分開示	8行目行頭から6文字目まで 8行目11文字目から9行目行末まで	第5-4-I 第5-4-① 第5-6-⑫
	10行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-①
	11行目行頭から13行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	14行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-①
	15行目行頭から16行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	24行目12文字目から15文字目まで	○						開示		第5-4-④

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
27	25行目16文字目から20文字目まで	○						開示		第5-4-④
	29行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	30行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	30行目6文字目から20文字目まで			○				開示		第5-6-⑫
	31行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-Ⅲ
28	1行目行頭から13行目行末まで	○		○	○			不開示		
	14行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	15行目行頭から18行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫、⑬
	19行目4文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	20行目行頭から21行目行末まで	○						開示		第5-4-①
	22行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	23行目行頭から26行目行末まで	○		○	○			部分開示	23行目行頭から行末まで 26行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅱ 第5-6-⑬
	27行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	28行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	28行目10文字目から13文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
29行目行頭から30行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-Ⅱ	
32行目8文字目及び9文字目	○						開示		第5-4-①	
29	1行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	2行目8文字目から11文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
	3行目行頭から7行目行末まで			○				開示		第5-6-⑩、⑫
	8行目4文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	9行目行頭から13行目行末まで	○		○	○			部分開示	9行目行頭から9文字目まで 9行目26文字目から行末まで	第5-4-I、Ⅱ 第5-6-⑫
	14行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断					審査会の判断				
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)	
		1号	3号	5号	1号	3号	5号				
29	15行目行頭から17文字目まで	○		○	○			部分開示	15行目行頭から9文字目まで 15行目17文字目	第5-4-I 第5-6-⑫	
	16行目行頭から19行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-I、II	
	20行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②	
	21行目行頭から24行目行末まで	○						開示		第5-4-①、⑤	
	26行目行頭から5文字目まで	○						開示		第5-4-②	
	28行目2文字目から6文字目まで	○						開示		第5-4-②	
	28行目11文字目及び12文字目	○						開示		第5-4-②	
	29行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①	
	30行目8文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①	
	31行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①	
30	1行目行頭から3行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫	
	7行目2文字目及び29文字目	○						開示		第5-4-④	
	8行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-④	
	9行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④	
	14行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			部分開示	14行目行頭から行末まで 25行目行頭から28行目行末まで	第5-4-I、II、III 第5-6-⑫	
	34行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②	
	35行目行頭から39行目行末まで	○		○	○			部分開示	35行目15文字目から36行目行末まで	第5-4-I、II 第5-4-① 第5-6-⑫	
31	1行目行頭から19行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II	
	20行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②	
	24行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②	
	25行目行頭から26行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II	
	27行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-⑫	
	28行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪	

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
31	29行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-13
32	1行目行頭から2行目行末まで			○				開示		
	4行目行頭から14文字目まで	○						開示		第5-4-1
	9行目27文字目及び28文字目	○						開示		第5-4-1
	10行目7文字目			○				開示		第5-6-(2)
	11行目10文字目及び11文字目	○						開示		第5-4-4
	14行目16文字目、31文字目及び32文字目	○						開示		第5-4-4
	17行目2文字目及び4文字目			○				開示		第5-6-(2)
	19行目17文字目及び18文字目	○						開示		第5-4-4
	21行目2文字目			○				開示		第5-6-(2)
	25行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-4
	29行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-1
	31行目9文字目及び10文字目	○						開示		第5-4-1
33	33行目行頭から35行目行末まで	○		○	○			部分開示	33行目行頭から34行目行末まで	第5-4-I 第5-4-1 第5-6-12
									35行目19文字目から行末まで	
33	1行目行頭から2行目行末まで			○				開示		第5-6-10
	3行目4文字目から行末まで			○				開示		第5-6-11
	4行目行頭から12行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	13行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-11
	14行目行頭から22行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	23行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-11
	24行目行頭から37行目行末まで	○		○	○			部分開示	24行目行頭から25行目行末まで	第5-4-III 第5-6-12
34	1行目行頭から行末まで	○			○			不開示		第5-4-III
	3行目2文字目から6文字目まで			○				開示		第5-6-13
	9行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-11

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
34	10行目行頭から11行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	12行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	13行目行頭から14行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	15行目行頭から17行目行末まで			○	○			不開示		第5-4-III
	20行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	26行目18文字目			○				開示		第5-6-(2)
	29行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	30行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	32行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
35	1行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-①
	2行目行頭から4行目行末まで			○				開示		第5-6-⑥
	5行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-①
	6行目行頭から7行目行末まで			○				開示		第5-6-⑥
	9行目行頭から12行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-(2)
	17行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	19行目19文字目及び20文字目	○						開示		第5-4-④
	23行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	24行目行頭から26行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫
	29行目18文字目及び19文字目	○						開示		第5-4-①
	30行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
31行目14文字目及び15文字目	○						開示		第5-4-①	
36行目6文字目及び7文字目	○						開示		第5-4-①	
36	1行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	5行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	6行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
36	12行目11文字目及び12文字目	○						開示		第5-4-①
	15行目6文字目から18文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	18行目行頭から19行目行末まで			○				開示		第5-6-⑬
	20行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	23行目行頭から33行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	34行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	35行目8文字目及び9文字目	○						開示		第5-4-①
37	1行目行頭から3行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	5行目10文字目から13文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
	6行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	9行目24文字目から10行目行末まで	○						開示		第5-4-⑤
	11行目行頭から行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	12行目行頭から16行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫
	17行目2文字目から8文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	18行目37文字目	○						開示		第5-4-②
	19行目6文字目及び7文字目	○						開示		第5-4-①
	20行目行頭から21行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫
	22行目行頭から24行目行末まで	○		○	○			部分開示	22行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩
	25行目行頭から27行目行末まで	○		○	○			部分開示	25行目行頭から26行目12文字目まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
28行目行頭から36行目行末まで	○		○	○			部分開示	28行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭	
								30行目26文字目から32行目行末まで		
								36行目行頭から行末まで		
38	1行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-⑭
	2行目行頭から5行目行末まで	○		○	○			部分開示	2行目行頭から3行目16文字目まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
	6行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			部分開示	6行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断					審査会の判断			
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
38	9行目行頭から12行目行末まで	○		○				開示		第5-4-③ 第5-6-⑩
	13行目行頭から15行目行末まで	○		○	○			部分開示	13行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑩
	16行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	17行目行頭から21行目行末まで	○			○			部分開示	17行目16文字目から18行目行末まで	第5-4-I、II 第5-4-①
	22行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	23行目20文字目から24文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	25行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	26行目行頭から29行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-I、III
	30行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	31行目行頭から32行目行末まで	○			○			部分開示	31行目8文字目から32行目行末まで	第5-4-I 第5-4-①
	33行目行頭から35行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
39	1行目行頭から4行目行末まで	○			○			不開示		
	5行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	6行目行頭から17行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	18行目行頭から19行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	20行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	21行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-⑬
	22行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	23行目行頭から34行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
40	1行目行頭から5行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	6行目行頭から10行目行末まで		○		○			不開示		第5-5

(注1)

別表1に示した○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。ただし、空白行及び枠については数え上げていない。

(注2)

別表1に示した○文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として、順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなしている。文頭及び文中の空白並びに枠については1文字とはみなしていない。

別表2 実施機関の判断に対する審査会の判断(諮問第6号、公文書4)

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
41	1行目7文字目及び8文字目			○				開示		第5-6-(2)
	12行目9文字目、10文字目、12文字目及び13文字目			○				開示		第5-6-⑧
	13行目9文字目、11文字目及び12文字目			○				開示		第5-6-⑧
	14行目9文字目、11文字目及び12文字目			○				開示		第5-6-⑧
	15行目11文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑧
	16行目4文字目及び5文字目			○				開示		第5-6-(2)
	受付月日			○				開示		第5-6-(2)
42	1行目8文字目から10文字目まで			○				開示		第5-6-(2)
	2行目6文字目、8文字目及び9文字目			○				開示		第5-6-(2)
	9行目20文字目及び21文字目			○				開示		第5-6-(2)
	9行目28文字目から31文字目まで	○						開示		第5-4-①
	16行目10文字目から14文字目まで	○						開示		第5-4-①
	19行目9文字目及び10文字目	○						開示		第5-4-①
	25行目19文字目及び20文字目	○						開示		第5-4-①
43	1行目6文字目及び8文字目			○				開示		第5-6-(2)
	6行目7文字目、8文字目、10文字目及び11文字目			○				開示		第5-6-⑧
	7行目7文字目、9文字目及び10文字目			○				開示		第5-6-⑧
	8行目7文字目、9文字目及び10文字目			○				開示		第5-6-⑧
	10行目9文字目から13文字目まで			○				開示		第5-6-⑧
44	1行目1文字目及び2文字目			○				開示		第5-6-(2)
45	2行目13文字目及び14文字目	○						開示		第5-4-④
	3行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-④
	4行目29文字目及び30文字目	○						開示		第5-4-④

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
45	7行目7文字目及び8文字目	○						開示		第5-4-④
	16行目13文字目及び14文字目	○						開示		第5-4-④
	18行目13文字目、14文字目、31文字目及び32文字目	○						開示		第5-4-④
	21行目25文字目及び26文字目	○						開示		第5-4-④
	22行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-④
	27行目6文字目及び7文字目	○						開示		第5-4-④
46	4行目12文字目及び13文字目	○						開示		第5-4-④
	11行目21文字目及び22文字目	○						開示		第5-4-④
47	1行目1文字目及び2文字目			○				開示		第5-6-(2)
	12行目11文字目及び12文字目	○						開示		第5-4-④
	14行目2文字目から5文字目まで	○						開示		第5-4-④
	14行目7文字目から11文字目まで	○						開示		第5-4-④
	14行目13文字目から16文字目まで	○						開示		第5-4-④
	15行目14文字目から17文字目まで	○						開示		第5-4-④
	18行目2文字目から5文字目まで	○						開示		第5-4-④
	18行目7文字目から9文字目まで	○						開示		第5-4-④
	18行目11文字目から14文字目まで	○						開示		第5-4-④
	19行目21文字目及び35文字目			○				開示		第5-6-(2) 第5-4-④
	20行目22文字目			○				開示		第5-6-(2)
	21行目2文字目			○				開示		第5-6-(2)
	21行目7文字目から15文字目まで	○						開示		第5-4-④
	21行目17文字目及び18文字目	○						開示		第5-4-④
22行目1文字目			○				開示		第5-6-(2)	
23行目2文字目			○				開示		第5-6-(2)	
23行目9文字目から12文字目まで	○						開示		第5-4-④	

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
47	26行目5文字目から10文字目まで	○						開示		第5-4-④
48	5行目1文字目、2文字目及び4文字目			○				開示		第5-6-(2)
	5行目12文字目及び13文字目	○						開示		第5-4-④
	7行目17文字目、18文字目及び20文字目			○				開示		第5-6-(2)
	19行目2文字目から35文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
	21行目1文字目			○				開示		第5-6-(2)
	21行目5文字目から8文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
	23行目8文字目から27行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	28行目8文字目から31行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
49	1行目8文字目から11行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	12行目8文字目から21行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	22行目8文字目から30行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	31行目8文字目から35行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
50	1行目行頭から4行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	5行目8文字目から24行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
51	左側の欄6行目12文字目及び13文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄9行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄12行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-④
	右側の欄5行目12文字目から14文字目まで	○						開示		第5-4-⑤
	右側の欄5行目28文字目から36文字目まで	○						開示		第5-4-①
	右側の欄6行目行頭から8文字目まで	○						開示		第5-4-①
	右側の欄6行目20文字目及び21文字目	○						開示		第5-4-①
	右側の欄7行目行頭から9行目行末まで	○		○	○			部分開示	右側の欄9行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑬
	右側の欄10行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	右側の欄12行目7文字目から27文字目まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑩

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
51	右側の欄14行目行頭から15行目5文字目まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、II
	右側の欄17行目行頭から19行目行末まで	○		○				開示		第5-4-② 第5-6-⑫
	右側の欄20行目行頭から25行目行末まで	○		○	○			部分開示	右側の欄20行目行頭から22行目行末まで 右側の欄23行目9文字目から25行目行末まで	第5-4-II 第5-4-④ 第5-6-⑫
	右側の欄26行目行頭から29行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-i、II
52	左側の欄2行目16文字目及び17文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄5行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄10行目17文字目から11行目1文字目まで	○						開示		第5-4-④
	右側の欄3行目21文字目から30文字目まで			○				開示		第5-6-⑫
	右側の欄5行目行頭から7行目行末まで	○		○	○			部分開示	右側の欄5行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑫
	右側の欄8行目行頭から12行目行末まで	○		○	○			部分開示	右側の欄8行目行頭から9行目2文字目まで 右側の欄9行目9文字目から10行目2文字目まで 右側の欄10行目17文字目から12行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑩、⑫
	右側の欄14行目6文字目から13文字目まで	○						開示		第5-4-①
	右側の欄14行目28文字目及び29文字目	○						開示		第5-4-①
53	左側の欄2行目13文字目及び14文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄3行目行頭から11文字目まで	○						開示		第5-4-④
	左側の欄6行目2文字目、3文字目、7文字目及び8文字目	○			○			部分開示	左側の欄6行目7文字目及び8文字目	第5-4-I 第5-4-①
	左側の欄8行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄9行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄16行目17文字目及び17行目1文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄17行目10文字目及び11文字目	○						開示		第5-4-④
	左側の欄21行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-①

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断					審査会の判断				
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)	
		1号	3号	5号	1号	3号	5号				
53	右側の欄2行目行頭から6行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III	
	右側の欄7行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			部分開示	右側の欄7行目行頭から14文字目まで 右側の欄7行目17文字目から8行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑥	
	右側の欄9行目7文字目から10行目行末まで	○		○	○			部分開示	右側の欄9行目7文字目から16文字目まで 右側の欄10行目11文字目から行末まで	第5-4-I 第5-6-⑥	
	右側の欄11行目行頭から13行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III	
54	左側の欄6行目2文字目			○				開示		第5-6-(2)	
	左側の欄7行目3文字目			○				開示		第5-6-(2)	
	左側の欄8行目13文字目及び14文字目	○						開示		第5-4-④	
	右側の欄3行目行頭から5行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III	
	右側の欄6行目1文字目、20文字目及び21文字目	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-(2)	
	右側の欄7行目8文字目、15文字目及び16文字目			○				開示		第5-6-(2) 第5-6-⑪	
	右側の欄7行目25文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑭	
	右側の欄8行目7文字目及び12文字目			○				開示		第5-6-⑪	
	右側の欄10行目行頭から行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III	
	右側の欄11行目行頭から行末まで	○			○			部分開示	右側の欄11行目1文字目から4文字目まで	第5-4-I 第5-4-②	
	右側の欄12行目行頭から行末まで	○			○			部分開示	右側の欄12行目1文字目から4文字目まで	第5-4-I 第5-4-②	
	右側の欄13行目行頭から行末まで	○			○			部分開示	右側の欄13行目1文字目から3文字目まで	第5-4-I 第5-4-②	
右側の欄14行目行頭から行末まで	○			○			部分開示	右側の欄14行目1文字目から3文字目まで	第5-4-I 第5-4-②		
56	左側の欄3行目11文字目			○				開示		第5-6-(2)	
	左側の欄10行目7文字目から13文字目まで	○						開示		第5-4-④	
	左側の欄11行目4文字目から6文字目まで	○						開示		第5-4-④	
	左側の欄24行目4文字目及び5文字目	○						開示		第5-4-④	
	右側の欄2行目12文字目			○				開示		第5-6-(2)	

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
57 5 63	全て	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
64	1行目3文字目から5文字目まで			○				開示		第5-6-(2)
	1行目8文字目及び9文字目			○				開示		第5-6-(2)
	2行目6文字目、8文字目及び9文字目			○				開示		第5-6-(2)
	5行目5文字目及び6文字目			○				開示		第5-6-(2)
	6行目3文字目から行末まで			○				開示		第5-6-(2)
	校長公印の印影			○				開示		第5-6-(2)
	15行目16文字目から18文字目まで	○						開示		第5-4-①
	16行目10文字目から13文字目まで	○						開示		第5-4-①
	18行目16文字目から20文字目まで	○						開示		第5-4-①
	24行目13文字目から20文字目まで	○						開示		第5-4-①
	25行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	30行目12文字目から17文字目まで	○						開示		第5-4-①
	31行目17文字目、18文字目及び30文字目	○						開示		第5-4-④
32行目29文字目及び30文字目	○						開示		第5-4-④	
65	2行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	4行目23文字目から28文字目まで	○						開示		第5-4-①
	12行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	13行目行頭から16行目行末まで	○						開示		第5-4-⑤
	17行目11文字目から21文字目まで	○						開示		第5-4-①
	17行目23文字目から30文字目まで	○						開示		第5-4-①
	18行目9文字目及び10文字目	○						開示		第5-4-①
	19行目行頭から22行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III
23行目4文字目及び5文字目	○						開示		第5-4-①	

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
65	26行目行頭から11文字目まで	○						開示		第5-4-⑤
	28行目6文字目から22文字目まで	○						開示		第5-4-②
	29行目行頭から32行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	33行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	34行目行頭から行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
66	1行目行頭から4行目行末まで	○			○			部分開示	3行目行頭から4行目行末まで	第5-4-II 第5-4-(5)
	5行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	6行目行頭から10行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	11行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	12行目5文字目から8文字目まで	○						開示		第5-4-①
	12行目13文字目から13行目5文字目まで	○						開示		第5-4-③
	18行目6文字目から12文字目まで			○				開示		第5-6-⑪
	22行目行頭から24行目行末まで	○		○	○			部分開示	22行目行頭から18文字目まで 22行目21文字目から24行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑭
	25行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	26行目行頭から29行目行末まで	○		○	○			部分開示	26行目行頭から行末まで 28行目18文字目から29行目行末まで	第5-4-II 第5-6-⑫
	30行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	31行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	33行目行頭から34行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III
67	1行目行頭から14行目行末まで	○		○	○			不開示		
	15行目7文字目から行末まで	○						開示		第5-4-⑤
	16行目行頭から29文字目まで	○						開示		第5-4-①
	19行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	21行目行頭から8文字目まで	○						開示		第5-4-①

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
67	23行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-⑬
	24行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	26行目行頭から28行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑬
	29行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
68	2行目行頭から3行目行末まで			○				開示		第5-6-⑭
	4行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	8行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	9行目行頭から11行目行末まで	○		○	○			部分開示	9行目行頭から10行目4文字目まで 10行目9文字目から11行目行末まで	第5-4-I 第5-4-①、⑤ 第5-6-⑫
	12行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	13行目行頭から14行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫
	15行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	16行目行頭から19行目行末まで	○		○	○			部分開示	16行目行頭から6文字目まで 16行目11文字目から18行目17文字目まで	第5-4-I 第5-4-①、⑤ 第5-6-⑫
	20行目4文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	21行目6文字目及び7文字目	○						開示		第5-4-①
	21行目9文字目及び10文字目	○						開示		第5-4-①
	22行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-④、⑤
23行目行頭から32行目行末まで	○						開示			
69	1行目行頭から2行目行末まで	○						開示		第5-4-I 第5-4-① 第5-6-⑫
	3行目行頭から4行目行末まで	○		○	○			部分開示	3行目行頭から6文字目まで 3行目11文字目から4行目行末まで	
	5行目2文字目及び3文字目	○						開示		
	6行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			不開示		
	9行目2文字目及び3文字目	○						開示		

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
69	10行目行頭から12行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	20行目12文字目及び13文字目	○						開示		第5-4-④
	21行目16文字目から20文字目まで	○						開示		第5-4-④
	25行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	26行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	26行目6文字目から27行目5文字目まで			○				開示		第5-6-⑫
	28行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III
70	1行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III
	9行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	10行目行頭から13行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫、⑬
	14行目4文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	15行目行頭から16行目行末まで	○						開示		第5-4-① 第5-6-⑫
	17行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	18行目行頭から21行目行末まで	○		○	○			部分開示	18行目行頭から行末まで 21行目行頭から行末まで	第5-4-II 第5-6-⑬
	22行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	23行目5文字目及び6行目	○						開示		第5-4-①
	23行目10文字目から13文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
	24行目行頭から25行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	27行目8文字目及び9文字目	○						開示		第5-4-①
	30行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	31行目8文字目から11文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
32行目行頭から34行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II、III	
71	1行目行頭から4行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II、III
	5行目行頭から11行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑩、⑫

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
71	12行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	13行目行頭から26文字目まで	○		○	○			部分開示	13行目行頭から9文字目まで	第5-4-I 第5-6-⑫
									13行目26文字目	
	14行目行頭から18行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	19行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	20行目行頭から17文字目まで	○		○	○			部分開示	20行目行頭から9文字目まで	第5-4-I 第5-6-⑫
									20行目17文字目	
	21行目行頭から24行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	25行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	26行目行頭から29行目行末まで	○						開示		第5-4-①、⑤
	31行目行頭から5文字目まで	○						開示		第5-4-②
33行目2文字目から6文字目まで	○						開示		第5-4-②	
33行目11文字目及び12文字目	○						開示		第5-4-②	
72	1行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	2行目8文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	3行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	4行目行頭から6行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫
	10行目2文字目及び29文字目	○						開示		第5-4-④
	11行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-④
	12行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	17行目行頭から36行目行末まで	○		○	○			部分開示	17行目行頭から行末まで	第5-4-I、II、III 第5-6-⑫
28行目行頭から31行目行末まで										
73	1行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	2行目行頭から6行目行末まで	○		○	○			部分開示	2行目15文字目から3行目行末まで	第5-4-I、II 第5-4-① 第5-6-⑫
	7行目行頭から23行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
73	24行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	28行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	29行目行頭から30行目行末まで	○						不開示		第5-4-II
	31行目行頭から行末まで			○				開示		第5-6-⑫
74	2行目7文字目から14文字目まで	○						開示		第5-4-①
	7行目27文字目及び28文字目	○						開示		第5-4-①
	9行目10文字目及び11文字目	○						開示		第5-4-④
	12行目31文字目及び32文字目	○						開示		第5-4-④
	15行目2文字目及び4文字目			○				開示		第5-6-(2)
	17行目17文字目及び18文字目	○						開示		第5-4-④
	23行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	27行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	29行目9文字目及び10文字目	○						開示		第5-4-①
	31行目行頭から35行目行末まで	○		○	○			部分開示	31行目行頭から33行目1文字目まで 33行目20文字目から35行目行末まで	第5-4-I 第5-4-① 第5-6-⑩、⑫
75	1行目4文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	2行目行頭から6行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	7行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	8行目行頭から9行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	10行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	11行目行頭から25行目行末まで	○		○	○			部分開示	11行目行頭から12行目行末まで	第5-4-III 第5-6-⑫
	27行目2文字目から6文字目まで			○				開示		第5-6-⑬
	28行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	29行目行頭から30行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
	31行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
75	32行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、III
76	1行目行頭から3行目行末まで			○	○			不開示		第5-4-III
	6行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	13行目18文字目			○				開示		第5-6-(2)
	16行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	17行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	19行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	20行目1文字目から3文字目まで	○						開示		第5-4-①
	21行目行頭から23行目行末まで			○				開示		第5-6-⑥
	24行目1文字目から3文字目まで	○						開示		第5-4-①
	25行目行頭から26行目行末まで			○				開示		第5-6-⑥
	28行目行頭から31行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-(2)
77	4行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	6行目19文字目及び20文字目	○						開示		第5-4-④
	17行目18文字目及び19文字目	○						開示		第5-4-①
	18行目2文字目及び3文字目	○						開示		第5-4-④
	19行目14文字目及び15文字目	○						開示		第5-4-①
	24行目6文字目及び7文字目	○						開示		第5-4-①
	25行目1文字目及び2文字目	○						開示		第5-4-①
	29行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	30行目5文字目及び6文字目	○						開示		第5-4-①
	30行目12文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑬
78	36行目11文字目及び12文字目	○						開示		第5-4-①
	3行目6文字目から18文字目まで			○				開示		第5-6-⑩
	6行目行頭から7行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑬

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
78	8行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	11行目行頭から22行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	23行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	24行目10文字目から13文字目まで	○			○			不開示		第5-4-I
	25行目行頭から27行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	28行目24文字目から29行目行末まで	○						開示		第5-4-⑤
	30行目行頭から行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	31行目行頭から35行目行末まで			○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫
79	1行目2文字目、3文字目及び7文字目			○				開示		第5-6-⑪
	3行目1文字目、7文字目及び8文字目	○						開示		第5-4-①、②
	4行目行頭から5行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫
	6行目行頭から8行目行末まで	○		○	○			部分開示	6行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩
	9行目行頭から11行目行末まで	○		○	○			部分開示	9行目行頭から10行目12文字目まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
	12行目行頭から20行目行末まで	○		○	○			部分開示	12行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
									14行目26文字目から15行目行末まで	
									19行目行頭から20行目行末まで	
	21行目行頭から24行目行末まで	○		○	○			部分開示	21行目行頭から22行目16文字目まで	第5-4-III 第5-6-⑩、⑭
	25行目行頭から27行目行末まで	○		○	○			部分開示	25行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩
	28行目行頭から31行目行末まで	○		○				開示		第5-4-③ 第5-6-⑩
	32行目行頭から34行目行末まで	○		○	○			部分開示	32行目行頭から行末まで	第5-4-III 第5-6-⑩
35行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②	
36行目行頭から38行目行末まで	○			○			部分開示	36行目16文字目から37行目行末まで	第5-4-I、II 第5-4-①	
80	1行目行頭から2行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	3行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	4行目20文字目から24文字目まで			○				開示		第5-6-⑪

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
80	6行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	7行目行頭から10行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-I、III
	11行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	12行目行頭から13行目行末まで	○			○			部分開示	12行目8文字目から13行目行末まで	第5-4-I 第5-4-①
	14行目行頭から20行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	21行目行頭から行末まで	○						開示		第5-4-①
	22行目行頭から33行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
81	1行目行頭から3行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	5行目13文字目及び14文字目	○						開示		第5-4-①
	6行目21文字目及び22文字目	○						開示		第5-4-①
	7行目6文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	8行目行頭から10行目行末まで			○				開示		第5-4-① 第5-6-⑬
	11行目6文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	12行目行頭から28行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	29行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	33行目2文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	34行目2文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
82	1行目行頭から5行目行末まで			○				開示		第5-6-⑬
	6行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	7行目1文字目			○				開示		第5-6-⑪
	10行目2文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	11行目2文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	13行目行頭から16行目行末まで			○				開示		第5-6-⑩
	17行目行頭から19行目行末まで	○		○	○			部分開示	17行目行頭から18行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑩

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
82	20行目行頭から23行目行末まで	○		○	○			部分開示	20行目行頭から行末まで 22行目10文字目から23行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑩、⑬
	24行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	26行目行頭から27行目行末まで	○		○				開示		第5-4-① 第5-6-⑫
	28行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	31行目2文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	32行目2文字目から行末まで	○						開示		第5-4-①
	34行目2文字目から37行目行末まで	○		○				部分開示	34行目2文字目から行末まで	第5-4-I、Ⅲ 第5-6-⑩
83	1行目行頭から3行目行末まで	○		○	○			部分開示	1行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑩
	4行目行頭から6行目行末まで	○		○	○			部分開示	4行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑩
	7行目行頭から10行目行末まで	○		○	○			部分開示	7行目行頭から行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-6-⑩
	15行目7文字目から行末まで	○						開示		第5-4-②
	16行目行頭から17行目行末まで	○						開示		第5-4-①
	18行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	19行目行頭から22行目行末まで			○				開示		第5-6-⑫
	23行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪
	26行目7文字目及び8文字目	○						開示		第5-4-①
29行目7文字目から行末まで			○				開示		第5-6-⑪	
84	14行目行頭から15行目行末まで	○		○	○			部分開示	14行目行頭から17文字目まで 14行目22文字目から32文字目まで	第5-4-I、Ⅲ 第5-6-⑫
	16行目行頭から18行目行末まで	○			○			部分開示	17行目23文字目から18行目行末まで	第5-4-Ⅲ 第5-4-⑤
	19行目行頭から33行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-I、Ⅲ
	34行目行頭から36行目行末まで	○		○	○			部分開示	34行目行頭から行末まで 35行目3文字目から36行目行末まで	第5-4-I 第5-6-⑫
	37行目23文字目及び25文字目			○				開示		第5-6-(2)

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
85	3行目行頭から4行目行末まで	○			○			不開示		第5-4-II
	7行目4文字目及び5文字目	○						開示		第5-4-①
	9行目行頭から13行目行末まで	○		○				開示		第5-4-⑤ 第5-6-⑭
	14行目行頭から17行目行末まで	○		○	○			部分開示	14行目行頭から15行目行末まで	第5-4-III 第5-4-⑤ 第5-6-⑭
	18行目行頭から23行目行末まで	○		○	○			部分開示	18行目行頭から19行目行末まで	第5-4-II 第5-4-④
	24行目行頭から27行目行末まで	○			○			部分開示	24行目行頭から25行目29文字目まで	第5-4-III 第5-4-④
	28行目行頭から34行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	35行目行頭から37行目行末まで	○			○			部分開示	35行目行頭から36行目13文字目まで	第5-4-III 第5-4-④
86	1行目行頭から7行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-III
	8行目行頭から13行目行末まで	○			○			部分開示	8行目行頭から9行目行末まで	第5-4-I、III 第5-4-④
	14行目行頭から18行目行末まで	○		○	○			不開示		第5-4-II
	19行目行頭から22行目行末まで	○		○	○			部分開示	19行目行頭から3文字目まで 20行目23文字目から22行目行末まで	第5-4-II 第5-4-① 第5-6-⑫
	23行目行頭から30行目行末まで	○		○	○			部分開示	23行目行頭から25行目4文字目まで 25行目18文字目から30行目行末まで	第5-4-II 第5-4-④ 第5-6-⑫、⑭
87	6行目33文字目	○						開示		第5-4-⑤
	7行目10文字目から26文字目まで	○						開示		第5-4-⑤
	10行目4文字目	○						開示		第5-4-⑤
	11行目19文字目及び20文字目	○			○			不開示		第5-4-I
	11行目27文字目及び28文字目	○						開示		第5-4-①
	11行目33文字目から12行目16文字目まで	○			○			不開示		第5-4-II
	15行目16文字目及び17文字目	○						開示		第5-4-①
	18行目12文字目及び13文字目	○						開示		第5-4-④
	22行目33文字目及び34文字目	○						開示		第5-4-⑤

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
87	27行目行頭から29行目28文字目まで		○		○			部分開示	29行目25文字目から28文字目まで	第5-5
	30行目9文字目及び10文字目	○						開示		第5-4-①
88	3行目21文字目から33文字目まで			○				開示		第5-6-(2)
	9行目2文字目から8文字目まで	○						開示		第5-4-①
89	全て	○						不開示		第5-4-Ⅲ

(注1)

別表1に示した○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。ただし、空白行及び枠については数え上げていない。

(注2)

別表1に示した○文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として、順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなしている。文頭及び文中の空白並びに枠については1文字とはみなしていない。